

岐阜県立大垣工業高等学校定時制 いじめ防止に関する基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 9 月 28 日施行、平成 29 年 3 月 14 日改定された「いじめ防止等対策検討推進法」（以下「法」という。）第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

法：第 2 条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) 具体的ないじめの態様

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(3) 学校の基本姿勢

- ア 「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得る」という認識の下、学校が一丸となり、危機感を持って組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努め、事態の対処に取り組む。また、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- イ 学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ウ いじめを許さない学校づくりや学級づくりを促進するため、いじめに向かわない態度の醸成や能力の育成等を行うとともに、「学校いじめ防止プログラム」や「早期発見・事案対処マニュアル」を策定し、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- エ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。また、達成状況を評価するとともに、いじめの防止等における改善を図る。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【組織の名称】

いじめ防止対策委員会

【組織の構成員】

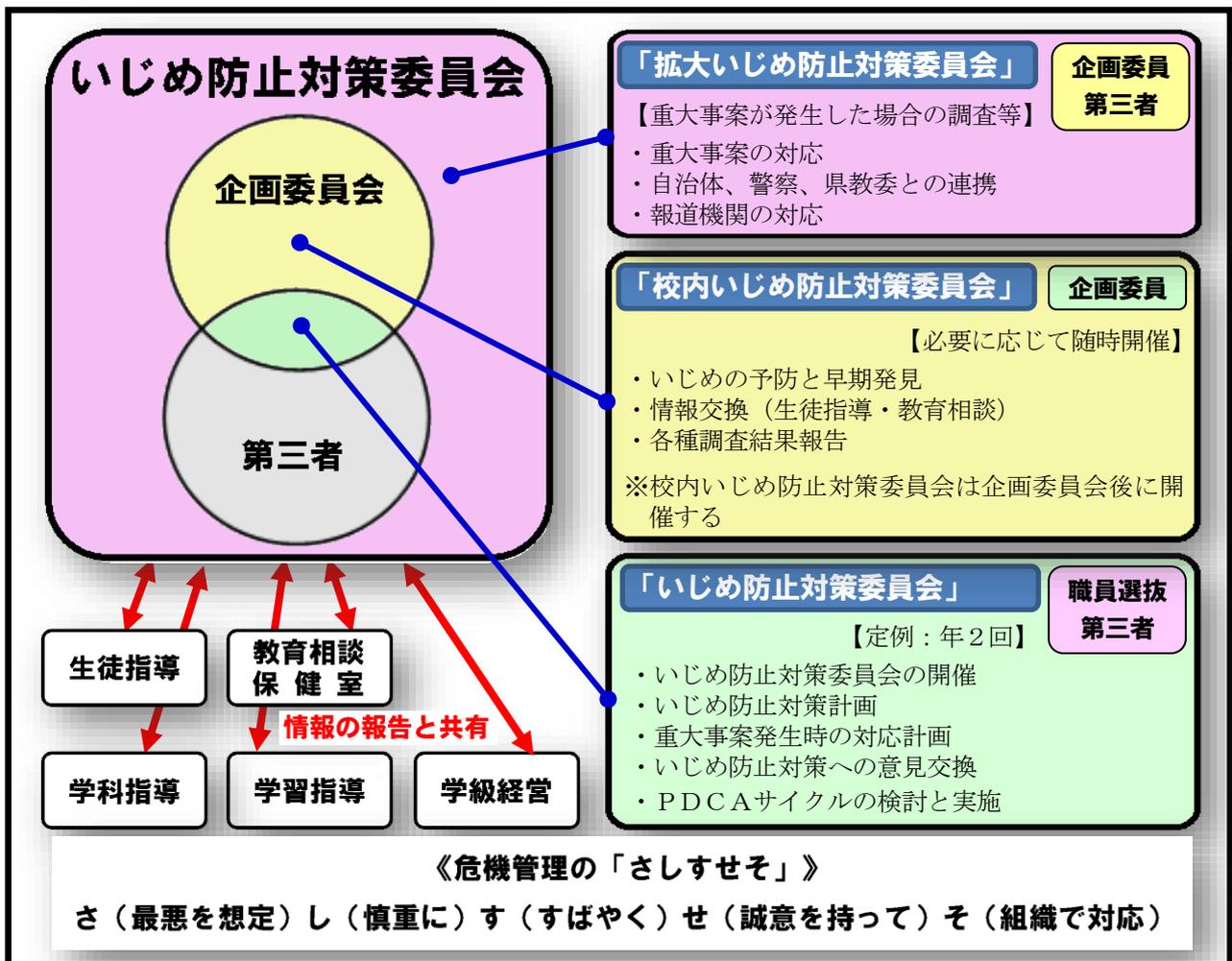
学校関係者 校長、副校長、教務主任、生徒指導主事

第三者 弁護士、臨床心理士、育友会役員、地区代表

【組織の運営】

ア いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、「学校いじめ防止プログラム」と「早期発見・事案対処マニュアル（別紙1）」を定める。また、重大事態の調査を行う組織としていじめ防止対策委員会を組織する。

イ 学校いじめ対策組織の構成員、外部専門家の参画により、いじめ防止対策委員会（定例：年2回）を開催し、学校はいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。



3 学校および各分掌の取り組み

【学校全体】

- 教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- 生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（地域貢献やボランティア等）
- お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- 情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
- 教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

【生徒支援・教育相談】

- 学校生活における規律を遵守させ主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- 定期的に生活実態調査、迷惑調査、学校生活にかかわるアンケート（いじめ調査）を実施し状況を把握する。
- 教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- 生徒理解検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- 情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- 外部機関（警察、子ども相談センター等）との連携を図る。
- 社会貢献活動への参加により、自己有用感や自己肯定感を育むとともに社会の一員としての自覚を醸成する。

【教務】

- 授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。
- ユニバーサルデザイン授業を推進する。

【進路指導】

- 進路目標の早期指導により、高校生活の方向付けや目的意識を育成する。
- インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。

【特別活動】

- 学校行事を通して、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- 集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- 部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【工業科】

- 学科指導全体を通じて生徒に正しい人権意識を醸成する。
- 生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（5S運動など）
- お互いの人格を尊重し協力し合える態度を育成する。
- 情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、学科主任を中心とした組織対応を構築する。

4 学校いじめ防止プログラム

月	行 事	取組目的
4	新入生オリエンテーション 懇談週間（教育相談） 連休前・全校集会	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止基本方針の内容を説明 懇談による情報収集 集会を通しての呼びかけ
5	連休後・懇談週間（教育相談） 生徒理解検査 第1回いじめ防止対策委員会 心のアンケート①	<ul style="list-style-type: none"> 懇談による情報収集 生徒理解検査による情報収集 いじめ防止対策に関する方針の協議 生徒の心身の悩みを把握
6	職員研修 いじめに関するアンケート①	<ul style="list-style-type: none"> 人権問題に関する認識力・行動力の育成 アンケートによる情報収集
7	保護者懇談 情報モラル研修 終業の日・全校集会	<ul style="list-style-type: none"> 保護者懇談による情報収集 情報モラルに関する認識力・行動力の育成 集会を通しての呼びかけ
8	個別指導週間	<ul style="list-style-type: none"> 個別指導による情報収集
9	始業式・全校集会 懇談週間（教育相談） 心のアンケート②	<ul style="list-style-type: none"> 集会を通しての呼びかけ 懇談による情報収集 生徒の心身の悩みを把握
10	個別指導週間 いじめに関するアンケート②	<ul style="list-style-type: none"> 個別指導による情報収集 アンケートによる情報収集
11	人権LHR 個別指導週間 心のアンケート③	<ul style="list-style-type: none"> 人権問題に関する認識力・行動力の育成 個別指導による情報収集 生徒の心身の悩みを把握
12	保護者懇談 終業式・全校集会	<ul style="list-style-type: none"> 保護者懇談による情報収集 集会を通しての呼びかけ
1	始業式・全校集会 懇談週間（教育相談） 個別指導週間 第2回いじめ防止対策委員会 いじめに関するアンケート③	<ul style="list-style-type: none"> 集会を通しての呼びかけ 懇談による情報収集 個別指導による情報収集 いじめ防止対策に関する活動報告と次年度への提言 アンケートによる情報収集
2	個別指導週間 心のアンケート④	<ul style="list-style-type: none"> 個別指導による情報収集 生徒の心身の悩みを把握

5 いじめの早期発見への対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の対処

法：第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

【組織対応】

学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

ア 「日常的なトラブル」と判断された時の対応

担任、教科担任、部顧問、学年、学科、生徒指導（教育相談）、管理職の共通理解を図りながら、保護者の協力を得て、県教育委員会、警察等の外部団体と連携により、生徒に対して必要な教育上の指導を行なう。

(ア) 対応順序

- ・ 被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・ いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・ 判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・ 被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・ 加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・ 保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）

- ・ 県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ・ 経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・ 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

※問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

(イ) いじめに対する措置

○発生したいじめへの対応

*いじめ対応への心構え

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 最悪を想定した対応に心がける | ② 人権侵害との認識をもって対応 |
| ③ 被害者の保護を優先に考える | ④再発防止への十分な配慮 |

*事実の把握

- | | |
|---------------|-----------------|
| ①いじめの対象は誰なのか | ②いじめの構造を正確に分析する |
| ③いじめの態様を確認する | ④被害者の状況の把握をする |
| ⑤保護者の状況の把握をする | ⑥二次的な問題の有無を確認する |

○保護者との連携

*電話による概要説明

- ・ 事実の概要を正確に伝え、家庭訪問の了解を得る。

*家庭訪問の実施

- ・ 複数の教職員で対応、管理下で起きた場合は起きたことに対する謝罪を第一とする。
- ・ 詳細を説明し、誠意をもって対応する。
- ・ 学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。
- ・ 事案が深刻な場合は、警察に被害届を出すことができることを伝える。

○被害者への支援

*共感的理解に基づく指導・支援

- ・ 本人の不安の払拭に努め、学校の教職員が一丸となって支えることを約束する。
- ・ 今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する。

*教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケアを継続して実施する

○加害者への指導

*「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す

*叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う

*形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する

*スクールカウンセラー等による心のケアを継続して実施する

○学校全体への指導

*学級における指導においては、被害を受けた当事者及び保護者から了承を得たうえで指導を開始する

*いじめはいつでも、誰にでも起こることを踏まえ、いじめられている生徒の心の苦しみを理解させる

- * 「いじめられる側にも問題がある」との意識が払拭されているか確認する
- * 加害者を一方的に責めることがないよう、事前の教育的配慮、準備を行う
- * 「いじめを起こさない」という意欲の喚起に結び付けられる「結末」を準備して指導する

イ 「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(ア) 重大事態とは

○下記の状況に至る要因が当該生徒に対して行われたいじめにあるもの。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・相当期間（30日以上）または、一定期間連続して欠席している場合
- ・生徒や保護者からいじめられて、重大事態に至ったという申し立てがあったとき

※重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる

(イ) 調査

重大事態が発生した場合は、事態の早期解消をはかるとともに、同種の事態の再発を防止するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

○調査のための組織の設置

- ① 「いじめ防止対策委員会」を母体として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- ② 事態によっては県教育委員会の指導のもと、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保したうえで事実関係の調査を行う。

○調査の実施

- *いつ（いつ頃から）
- *誰から行われ
- *どのような態様であったか
- *いじめを生んだ背景事情
- *生徒の人間関係にどのような問題があったか
- *学校や教職員がどのように対応したか など

※事実関係を、可能な限り網羅的に明確化する。

○いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導や、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

○いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

○調査結果の報告

- ①いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ②調査結果を県教育委員会に報告する。

※報告先：岐阜県教育委員会 学校安全課 生徒指導担当

ウ 対応順序

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

エ 学校主体による調査組織の編成

- ・いじめ防止等対策検討委員会に、さらに必要な第三者を加えることができる。

※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。

※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

オ 学校主体による調査における注意事項

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支

援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

- ・マスコミ等への対応窓口は副校長とする。

(2) いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている時点とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

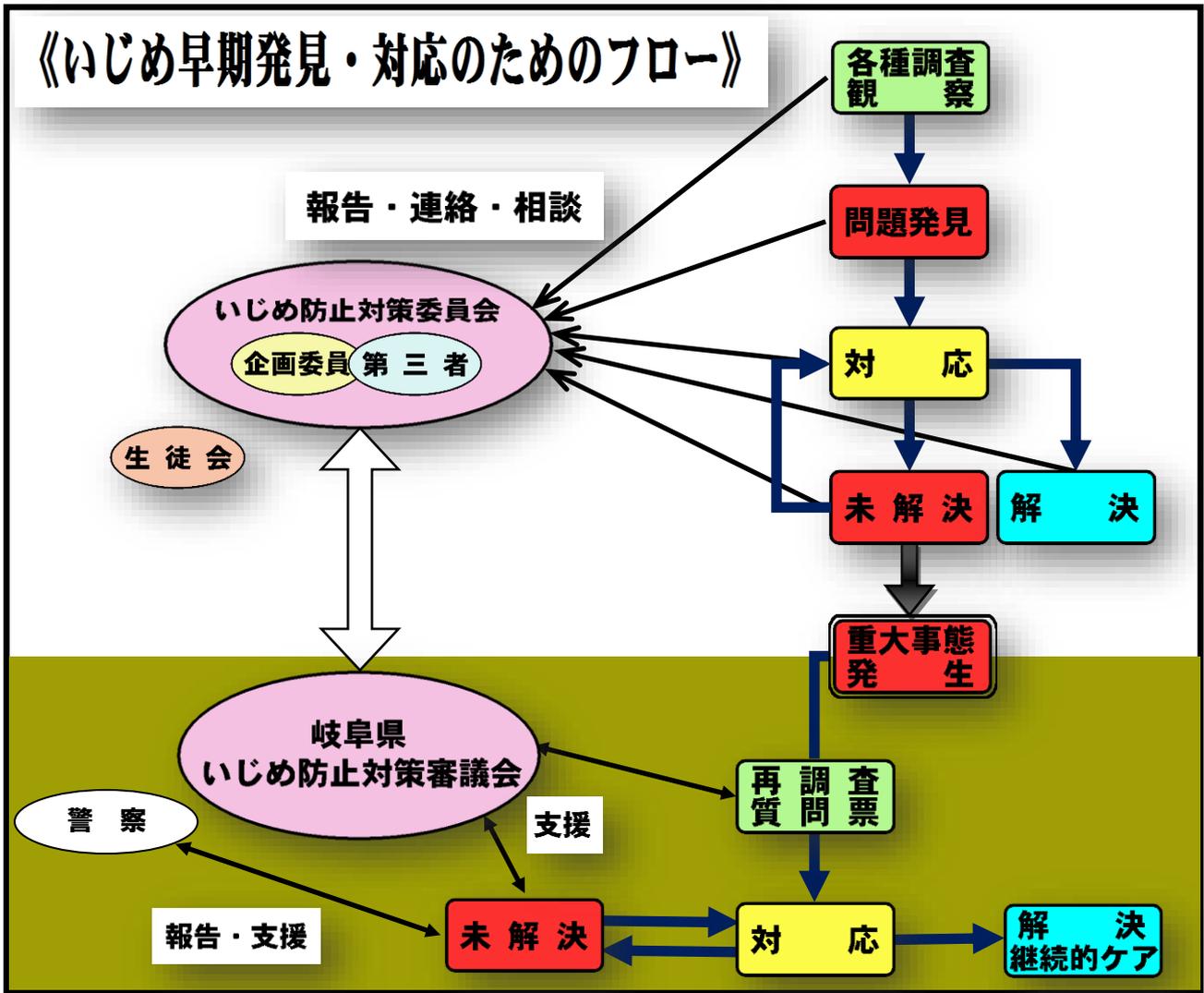
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。



6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)
 法：第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を行う。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行う。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助・助言を依頼する。
- 早期発見の観点から、県教育委員会学校安全課、情報担当者と連携し、学校ネットパトロールの情報を把握し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

- 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局やいじめ相談ダイヤルなど外部の相談機関も紹介する。
- パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマホなど携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについての理解を求めていく。
- 生徒が扱う情報ツールの進化に対応した教職員の研修機会を設定する。

7 情報等の取り扱い

（1）生徒理解検査等の有効活用について

心理検査や生徒理解検査の検査結果はHR担当が保管し、生徒の性格や生活実態などの把握のための資料として有効に活用する。

（2）資料の保管

調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果を記録した文書など）を誤って廃棄する等の不適切な対応が起こることのないよう、また、生徒や保護者から、相当長期間が経過した後に「いじめにより不登校になった」等の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、アンケートの質問票の原本等の一次資料とアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び重大事態の調査の報告書は、指導要録との並びで保存期間を卒業後5年とする。

平成26年4月策定
平成29年10月一部改定
令和元年5月一部改訂
令和2年5月一部改訂
令和3年2月一部改訂
令和4年2月一部改訂
令和5年4月一部改訂